

食事提供サービス契約書

株式会社リビングプラットフォームケア（以下「甲」という）と（以下「乙」という）とは甲乙間の 年 月 日付「入居契約書（普通建物賃貸借契約）」（以下「原契約」という）に付帯して、以下のとおり食事提供サービス契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（食事）

乙は本契約書に従い、甲による食事提供サービスを享受することとする。

1. 甲は、一日3食（朝食、昼食、夕食）の食事を乙に提供し、乙はこれを享受する。
3. 来客用の食事については、甲に事前申し込むことにより提供をうけることができる。

第2条（有効期間）

本契約の有効期間は原契約と同一とし、事由の如何を問わず原契約が終了した場合は、本契約も賃貸借契約終了日と同日に、当然に終了する。

第3条（キャンセル）

乙は食事提供日の前々日の16時までに甲に通知することにより、食事をキャンセルすることができる。前々日の16時以降のキャンセルはできないものとする。

第4条（食費）

1. 乙は以下の食事の単価を甲に支払うものとする。
朝食528円（税別途）
昼食560円（税別途）
夕食700円（税別途）
2. 乙は、甲に対して前項の1か月分の食費53,640円（税別途）[30日分の場合]を、提供月の前月26日までに支払うものとする。
ただし、第3条に定めるキャンセルに該当する食費については、甲は提供月の末日をもって精算し、乙に対して当該食費を返還しなければならない。
3. 身元引受人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務について、前項に定める金額の3か月分を限度に負担をするものとします。
4. 乙は、本条第1項に定める単価に加え、以下の消費税等相当額を負担するものとする。但し、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、当該改正税法施行日以降における消費税等相当額は変動後の税率により計算した額とする。

原契約における借主及び同居人 消費税率 8%

来客用の食事 消費税率 10%

第5条（食事提供時間）

甲は乙に対して以下の時間に食事の提供を行います。

朝食 7時45分 ～ 9時00分

昼食 11時45分 ～ 13時00分

夕食 17時30分 ～ 19時00分

第6条（協議）

本契約に定めのない事項及び本契約の規定の解釈について疑義が生じた場合には、甲及び乙は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

本契約の成立の証として本書2通を作成し、甲乙各々記名捺印の上、その1通を保有する。

年 月 日

食事提供人（甲） 住所 北海道札幌市中央区南二条西二十丁目 291 番地

氏名 株式会社リビングプラットフォームケア
代表取締役 塩野 隆 ㊞ /

食事享受人（乙） 住所

氏名 ㊞

身元引受人 住所

氏名 ㊞